

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 H22.3 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ

- ・生活環境の保全と公衆衛生の向上、計画的なごみ処理の推進を図る。
- ・具体的施策については、「一般廃棄物処理実施計画」にて定める。

### 2. 計画にあたっての基本姿勢 <P2>

- ・持続可能な循環型社会を構築。

## 第2章 地域特性等の概要

### 1. 自然環境 <P3>

- ・滋賀県の南東部に位置し、総面積は67.92 km<sup>2</sup>。
- ・湖岸から市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがある。
- ・JR琵琶湖線、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号の国土主要幹線が市域を通る。

### 2. 社会環境 <P4>

- ・人口、世帯数ともに増加傾向。1世帯あたりの人口は、減少傾向。
- ・産業別就業者の構成割合は、第一次産業が約2%、第二次産業が約31%、第三次産業が約65%
- ・H18年度の製造品出荷額は、6,390億円。
- ・H19年度のスーパー、コンビニエンスストアの年間販売額は456億円。
- ・H19年度の商店数と年間販売額は、967店舗、2,376億円。

### 3. 関係法令 <P8>

- ・環境基本法
  - 自然の循環、社会の物質循環
- ・循環型社会形成推進基本法
  - 社会の物質循環の確保
  - 天然資源消費の抑制
- ・廃棄物処理法
  - 廃棄物の排出抑制
  - 廃棄物の適正処理
  - 廃棄物処理施設の設置規制
  - 廃棄物処理業者に対する規制
  - 廃棄物処理基準の設定
- ・資源有効利用促進法
  - 再生資源のリサイクル
  - リサイクル容易な構造・材質等の工夫
  - 分別回収のための表示
  - 副産物の有効利用の促進
- ・各種リサイクル法等
  - 容器包装リサイクル法
  - 家電リサイクル法
  - 食品リサイクル法
  - 建設リサイクル法
  - 自動車リサイクル法
  - グリーン購入法

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 H22.3 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## 第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみ分別の変遷 <P10>

・ S40年2種 → S48年3種 → S52年5種 → S57年6種 →  
S60年7種 → H8年8種 → H9年9種 → H13年10種

#### 2. ごみ排出量の実績 <P11>

- ・ H20年度のごみの排出量は、40,401 t  
(家庭系 24,926 t、事業系 15,475 t)  
家庭系は横ばい、事業系は増加傾向
- ・ 事業系ごみ 38%に対して家庭系ごみは 62%
- ・ 平成20年度の1人1日当たりごみ排出量は、929.2 g  
(家庭系 573.3 g/人・日、事業系 355.9 g/人・日)
- ・ 家庭系ごみは、普通ごみ類とプラスチック類で約90%
- ・ 事業系ごみは、普通ごみ類が95.39%
- ・ 家庭系普通ごみ類は、紙類が45.1%、厨芥類が30.0%
- ・ 事業系普通ごみ類は、紙類が43.96%、厨芥類が20.2%

#### 3. ごみの減量化・資源化の実績 <P20>

- ・ H20年度のごみの資源化量は、6,880 t (集団回収含む)。
- ・ H20年度のごみのリサイクル率は、15.5%。
- ・ H20年度の集団回収は、173団体、3,981 t。
- ・ H20年度の生ごみ処理容器の購入助成は、107件。
- ・ H20年度のごみの排出量の減量化、資源化  
資源化 2,899 t、焼却等による減量化 32,005 t、埋立 5,497 t

#### 4. ごみ処理フロー <P24>

- ・ 収集運搬システム  
ステーション方式  
(粗大ごみは戸別収集方式、乾電池、蛍光灯は拠点回収方式)  
普通ごみ類、プラスチック類およびペットボトル類は指定袋制  
粗大ごみは「粗大ごみ処理兼リサイクル機器収集運搬券」  
指定袋(1枚につき110円)、一定枚数無料配布
- ・ 中間処理システム  
クリーンセンター、草津市処分場
- ・ 最終処分システム  
H20年度の大坂湾搬入量 5,497 t。

#### 5. ごみ処理に関する処理経費 <P28>

- ・ 平成20年度のごみ処理経費は、1,378,002千円  
1人当たり11,568円/人・年

#### 6. 国、県の状況 <P29>

- ・ H19年度の1人1日当たりごみ排出量(単位:g/人・日)  
国: 1,024、県: 922、市: 940

#### 7. ごみ処理の課題 <P30>

- ・ ごみの発生抑制および資源化率の向上
- ・ ごみ処理事業の効率化
- ・ 中間処理施設(クリーンセンター)の整備
- ・ 最終処分場の整備
- ・ 市民・事業者との協働
- ・ 地球温暖化防止への配慮

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 H22.3 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## 第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

### 第2節 基本方針

#### 1. 基本方針

- ・ごみの発生抑制の推進
- ・多様な資源化の仕組みづくりの推進
- ・環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

#### 2. 目標年次

- ・平成33年度を計画目標年次(H22年度からH33年度までの12ヵ年)
- ・平成27年度を中間目標年次(本計画の点検、見直し、評価を行う)

### 第3節 ごみの発生量の推計

#### 1. 将来推計人口 <P34>

- ・H32年度の126,450人がピーク
- ・H33年度は、126,156人 対H20年度比105.9

#### 2. ごみ発生量の推計(現状の場合) <P35>

- ・H33年度は、47,289t(集団回収含む) 対H20年度比106.5

### 第4節 ごみの減量化・資源化計画

#### 1. 減量化目標の設定 <P36>

- ・国の目標値(H12基準年度、H27目標年度)
  - 1人1日当たりごみ排出量 約10%削減  
(集団回収含む)
  - 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 約20%削減  
(集団回収、資源ごみ除く)
  - 事業系ごみ排出量 約20%削減

#### ・県の目標値(H9基準年度、H22目標年度)

1人1日当たりごみ排出量 H9年度 944g → H22年度 900g  
(集団回収除く)  
リサイクル率 H9年度 13% → H22年度 26%  
最終処分量 H9年度 10万t → H22年度 5万t  
単純処理された量 H9年度 42万t → H22年度 21万t  
(ごみ発生総量－資源化量)

#### ・市の目標値(H20基準年度、H33目標年度) <P38>

1人1日当たり家庭系ごみ排出量 約20%削減  
(資源ごみ除く)  
平成27年度 約15%削減 460g/人・日 (76g削減)  
平成33年度 約20%削減 430g/人・日 (106g削減)  
1人1日当たり事業系ごみ排出量 約15%削減  
平成27年度 約10%削減 320g/人・日 (36g削減)  
平成33年度 約15%削減 300g/人・日 (56g削減)  
リサイクル率 15.5%から24%へ  
平成27年度 23% (7.5%増加)  
平成33年度 24% (8.5%増加)

#### 2. 減量化目標達成に向けた施策 <P40>

- ・家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策
- ・事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 H22.3 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## 第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

### 3. ごみ発生量の推計(施策反映後) <P42>

・ H33 年度(現状施策) 47,289 t → (施策反映後) 44,119 t  
対 H20 年度比 93.3

・ 家庭系ごみの減量効果等

① 分別収集体制の見直しの実施: 新たに古紙類

② 食べ残しの等の発生抑制の啓発

③ 生ごみの水切り励行推進の啓発(「ひとしぼり」運動)

・ 事業系ごみの減量効果等

① 分別区分体制の見直しの実施、クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限の実施

② 事業系ごみ袋の見直しの実施(可視化による分別の徹底)

※ さらに減量効果等が期待できる施策

① 家庭系ごみ処理の有料化の検討(指定ごみ袋による単純従量制の導入)

② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

### 第5節 ごみの適正処理計画

#### 1. 収集・運搬計画 <P47>

・ 収集・運搬計画の目標: 効率的な収集・運搬体制

・ 計画収集区域

・ 収集・運搬の方法

ごみの分別区分: わかりやすさ、資源化に向け見直し

ごみの排出方法: ごみカレンダー

収集方式: ステーション方式を基本

収集頻度: ごみ量に応じて見直し

収集運搬体制: ごみ量に応じた適正な配置、安全、事故防止

#### 2. 中間処理計画 <P48>

・ 中間処理計画の目標: 資源回収率の向上と効率的な中間処理体制

・ 中間処理の方法: クリーンセンター

・ 中間処理施設の整備

● 中間処理施設の整備工程の概要

平成 22 年度 施設の処理方式等の決定

環境影響調査(平成 22 年度から平成 24 年度)

平成 25 年度 施設建設工事(平成 25 年度から平成 27 年度)

平成 28 年度 中間処理施設稼働開始

#### 3. 最終処分計画 <P49>

・ 最終処分計画の目標: 最終処分量を削減

・ 最終処分の方法: 大阪湾フェニックス

・ 最終処分場の整備: 次期計画の実現に向けた取り組み

新たな最終処分場の整備の検討

#### 4. その他ごみの処理に関し必要な事項 <P50>

・ 災害廃棄物: 体制の整備

・ 在宅医療廃棄物: 適切な排出ルール

・ 特定家庭用機器(家電 4 品目): 市民へ制度の啓発

・ 適正処理困難物: 適正処理のルートや処理業者の情報提供

・ 一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可

・ 不法投棄対策: パトロール

・ 地球温暖化防止: 「地球環境にやさしい処理施設」の検討